

# 平成30年度

## 草加市立病院修学資金貸与者募集要項

平成29年9月  
草加市立病院

### 1 目的

看護師養成所等に在学し、経済的理由等によって修学困難な者に対し修学資金を貸与することにより医療知識と技術の修得を容易にし、将来草加市立病院において医療業務に従事しようとする者の育成及び確保を図ることを目的とします。

### 2 資格(次の要件を備えている者)

(1) 貸与を開始した月において看護師養成所等に在学し、卒業後看護師免許等を取得し、草加市立病院の職員として医療業務に従事しようとする者。

[看護師養成所等]

- ① 保健師助産師看護師法(以下「法」という)第20条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した助産師養成所
- ② 法第21条の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した看護師養成所

(2) 草加市立病院において医療業務に従事する時点の年齢が30歳未満であること。

### 3 人数

若干名

### 4 修学資金の額

看護師養成所等に在学する者 月額 70,000円

助産師養成所等に在学する者 月額 80,000円

### 5 選考方法

書類審査及び面接

(面接予定日 平成30年1月20日(土) ※詳細については後日通知します。)

### 6 貸与期間

平成30年4月から正規の修学期間を修了する月まで

### 7 申込み

(1) 受付期間 平成29年11月27日(月)から平成29年12月11日(月)まで  
(土・日を除く、郵送不可)

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所 草加市立病院 3階 経営管理課

## 8 必要書類

- (1) 草加市立病院修学資金貸与申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 家庭状況調書（第3号様式）
  - \* 同居している方を全て記載してください。また、同居の有無にかかわらず2親等（親、子、兄弟、姉妹）までの親族を記載してください。
- (4) 保証書（第4号様式）
- (5) 履歴書
- (6) 学業成績証明書
  - \* 平成30年4月から養成所等へ入学予定の方は、最終学校成績証明書
  - \* 養成所等1年生については、養成所等成績証明書  
(※養成所等で発行できない場合は、最終学校成績証明書)
  - \* 養成所等2年生以降については、養成所等成績証明書
- (7) 在学証明書または入学許可証の写し
  - \* 入学許可証の発行が間に合わない場合は、平成30年3月27日(火)までに入学許可証の写しを提出してください。  
(※提出がない場合は、看護師養成所等への在学確認ができないため、修学資金を貸与することができません。)
- (8) 世帯全員分の続柄入りの住民票
- (9) 連帯保証人、親及び同居する2親等までの親族（18歳未満及び学生を除く）の平成29年度（28年分）課税証明書又は非課税証明書

### 申請の際の注意事項

#### 1 連帯保証人

独立の生計を営む20歳以上の者（申請者が未成年の場合は、法定代理人※）を連帯保証人とする  
こと。

※ 法定代理人…親権を行う者（親権者）又は未成年後見人

#### 2 貸与の停止

次の場合には、修学資金の貸与を停止します。

- (1) 学校を休学又は退学したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) その他修学資金の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

#### 3 次の場合には、債務を返還していただきます。

- (1) 修学資金の貸与の停止及び休止をされたとき
- (2) 卒業した日から1年以内に免許の取得ができなかったとき、又は免許取得後草加市立病院において医療業務に従事しなかったとき

#### 4 次の場合には、返還の債務を免除します。

- (1) 卒業した翌月から引き続き貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間草加市立病院に勤務したとき（ただし、5年を超えないものとする）
- (2) 期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務を継続することができなくなったとき

〔問い合わせ先〕

〒340-8560 草加市草加二丁目21番1号  
草加市立病院 経営管理課 庶務係  
電話048(946)2200 内線3003